

東近江市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年8月28日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市手数料条例の一部を改正する条例

東近江市手数料条例（平成17年東近江市条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表第4中

「テレビジョン受信機（ブラウン管式のもの又は液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）若しくはプラズマ式のものに限る。）

を

「テレビジョン受信機（ブラウン管式のもの、液晶式のもの及び有機エレクトロルミネセンス式のもの（いずれも電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）並びにプラズマ式のもの）

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

特定家庭用機器再商品化法施行令の一部改正に伴い、本市条例の一部を改正する必要が生じたため、本議案を提出するものである。